

## 横浜市設計・測量等委託業務設計変更事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、設計変更の決定及び契約変更の手続について必要な事項を定め、もって設計変更に係る設計・測量等委託業務の適正な履行を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「設計・測量等委託業務」とは、横浜市が発注する設計、測量及び地質調査の委託業務をいう。

2 この要綱において「設計変更」とは、設計・測量等委託業務の履行にあたり設計図書の一部を変更することをいう。

3 この要綱において「契約変更」とは、設計変更の決定に基づく契約の変更をいう。

4 この要綱において「設計・測量等委託業務発注局」とは、当該委託業務の経費に係る歳出予算の属する局及び区役所をいう。

なお、この要綱において「局」とは、横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）第1条に掲げる統括本部及び局、消防局、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに議会局をいう。

5 この要綱において「設計・測量等委託業務発注局長」とは、設計・測量等委託業務発注局長の長をいう。

### (設計変更の基本原則)

第3条 設計変更の決定及び契約変更は、当該設計・測量等委託業務の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことができない。

### (設計変更の手続)

第4条 設計・測量等委託業務発注局において設計変更をしようとするときは、設計・測量等委託業務設計変更伺により決裁を得なければならない。

2 設計・測量等委託業務設計変更伺には、設計変更の内容を明示した設計書、仕様書、図面その他の関係図書(以下「設計図書」という。)を添えなければならない。

3 契約代金額の増減または履行期限の伸縮を必要とする設計変更の場合にあつては、あらかじめ契約の相手方と協議して、その予定増減額または予定伸縮期間を算出するのを原則とするものとする。

4 前項の場合において、契約代金額の予定増減額は、内訳書の単価(内訳書がないときは設計書の業務費単価。以下同じ。)を基準にして算出するものとする。ただし、設計・測量等委託業務の増加部分について、契約代金額内訳書の単価を基準にして算出することが適当でないときは、この限りでない。

### (設計変更の手続の特例)

第5条 横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程(平成20年11月25日達第32号)第11条に定める設計・測量等委託業務の内容の変更の指示(以下「変更指示」という。)を行った場合には、当該変更指示に対応する設計変更に係る前条の決裁を速やかに得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、極めて近い将来に続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、変更指示に伴う契約代金額の増減額の合計が契約代金額の20%以内である場合において、まとめて決裁を得ることができる。

### (設計・測量等委託業務設計変更伺の合議)

第6条 設計・測量等委託業務設計変更伺の合議は、設計・測量等委託業務発注局内にあつては、予算管理(横浜市予算、決算事務に関する要綱第14条第3項に規定する予算差引等をいう。)のため経理担当課長と合議すること。ただし、事務所、事業所等において設計・測量等委託業務発注局長からあらかじめ包括的な予算の割当が示されている場合において、当該設計変更による予定増減額が、事務所、事業所等の長に与えられている設計変更の決定に係る専決権の範囲内である設計変更については、この限りでない。

### (契約変更の手続の特例)

第7条 設計・測量等委託業務発注局長は、変更後の契約代金額が当初契約代金額の30%を超えない範囲で増減するもの及び契約代金額の増減を必要としないものにあつては、第4条の規定による設計変更の決定後、速やかに設計・測量等委託業務設計変更指示書(第1号様式)及び設計図書を受託者に交付し、受託者から請書(第1号様式の2)を提出させることによって変更契約書の作成に代えることができる。

(概算等による設計変更の決定及び契約変更)

第8条 早急に設計変更の決定をしなければ設計・測量等委託業務の目的達成に支障がある場合においては、設計図書は詳細なものでなくてもよいものとし、及び設計変更により契約代金額の増減または履行期限の伸縮を必要とするときにその予定増減額または予定伸縮期間を概算で算出することができる。ただし、契約代金額の予定増減額の単価は、原則として確定しておくものとする。

2 前項の規定は、契約変更の場合に準用する。

第9条 設計・測量等委託業務発注局において、前条の規定に基づき概算等により設計変更の決定をし、及び契約変更をしたときは、速やかに設計図書を完備し、並びに契約代金額及び履行期限を確定するため、設計・測量等委託業務設計変更確定伺により決裁を得て、契約の相手方と設計・測量等委託業務設計変更確定書(第2号様式)を交換しなければならない。

2 設計・測量等委託業務設計変更確定伺の合議については、第6条の規定を準用する。

(適用除外)

第10条 第6条及び第9条第2項の規定は、港湾局所管の埋立事業に係る設計・測量等委託業務の設計変更については、適用しない。

(要綱施行に係る細部事項の協議)

第11条 この要綱の施行に関する細部の事項については、財政局長及び設計・測量等委託業務発注局長が協議して定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に行う設計変更の決定及び契約変更から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設計・測量等委託業務の設計変更の処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日) (令和3年9月1日財契二第1025号)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に行う設計変更の決定及び契約変更から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

設計・測量等委託業務設計変更指示書

(受託者)

様

横浜市  
 契約事務受任者  
 横浜市 区局長

印

委託業務名	
履行場所	
契約年月日	年 月 日

標記の設計・測量等委託業務については、次のとおり変更を指示します。  
 請書を提出して下さい。

変更項目	既 定	変 更	差 引
履行期限	年 月 日	年 月 日	-
契約金額	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円
支給材	円	円	円
支出科目	年度 款 項 目 節		
設 計  仕 様	詳細は、別添設計図書のとおり。		
備 考	〔記載例 変更後の契約金額は概算額なので、後日確定する。〕		

第1号様式の2

収入  
印紙

請 書

年 月 日

横浜市  
契約事務受任者  
横浜市 区局長

住 所  
受託者 商号又は名称  
代表者職氏名

委託業務名	
契約年月日	

上記の設計・測量等委託業務契約が次のとおり変更されたことを承知するとともに当該変更事項を遵守して当該委託業務を完成することを確約してこの請書を提出します。

○変更事項(☑の表示をした部分)

<input type="checkbox"/> 契約金額増△減	¥ (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ )
<input type="checkbox"/> 履 行 期 限	年 月 日
<input type="checkbox"/> 設 計 ・ 仕 様	別紙のとおり
<input type="checkbox"/> 部 分 払 の 基 準	別紙のとおり

(A4)

第 号  
年 月 日

設計・測量等委託業務設計変更確定書

横 浜 市  
契約事務受任者  
横浜市 区局長



住 所  
受託者 商号又は名称  
代表者職氏名



設計・測量等委託業務設計変更について、次のとおり確定する。

委託業務名				
履行場所				
変更指示 年 月 日				
当初契約 年 月 日		変更契約 年 月 日		
変更内容	既 定	変更(概算)	変更(確定)	差 引
履行期限				
契約金額				
支給材				
支出科目	年度 款 項 目 節			
摘 要	詳細は、別添設計図書のとおり。			

(A4)

[備考]